

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 1 4 日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の施設担当課
各国公立大学施設担当部課
各国公立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

「令和 6 年度木材を活用した学校施設づくり講習会」の開催について

木材は、建築物の部材として、柔らかで温かみがあり、室内の湿度変化を緩和させ快適性を高めるなどの優れた性質があるとされており、学校施設への木材利用は、豊かな教育環境づくりを進める上で大きな効果が期待できます。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、令和 3 年 10 月 1 日に策定された「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」において「コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、木材の利用を促進すべき公共建築物（学校等）において、積極的に木造化を推進するものとする」と記載されています。

このことから、文部科学省では、学校施設への木材利用の取組を推進するため、「令和 6 年度木材を活用した学校施設づくり講習会」を別添のとおり全国 2 か所で開催します。本講習会の受講には事前申し込みが必要ですので、受講を希望される方は、別添を参照の上、お申し込みください。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課におかれては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、各都道府県私立学校担当部課におかれては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知されるようお願いいたします。

また、各国公立大学法人担当部課及び各国公立高等専門学校担当部課におかれては、所管の附属学校に対し、周知されるようお願いいたします。

(添付資料)

別添1 「令和6年度木材を活用した学校施設づくり講習会」チラシ

別添2 「令和6年度木材を活用した学校施設づくり講習会」プログラム

施設企画課 環境施設企画係

担当者：長田、永野、鈴木

電話：03-5253-4111（内線2288）

Mail：shisetulead-2@mext.go.jp

令和6年度

木材を活用した 学校施設づくり講習会

受講無料※

※受講者の旅費及び宿泊費等は、個人負担となります。
なお、学校施設視察へはバス（無料）でご案内します。

学校施設への木材活用は、豊かな教育環境づくりを進める上で、大きな効果が期待できます。一方で、木材の活用にあたっては、利用方法、防火上の対策、地域の木材利用推進体制の充実なども課題となっています。これらの課題を解決するためには、設計・施工手法、木材の調達方法等の工夫や各事業に適した補助制度への理解が必要となってきます。

今年度の講習会では、木材活用に関する施策説明や、学校施設の木造化及び内装木質化の事例を取り上げ、地方自治体の具体的な取組など実践的な情報を広く発信します。

特別講演者

東洋大学 名誉教授 教育環境研究所 所長 **長澤 悟**

岐阜会場

岐阜県中津川市
ひと・まちテラス

令和6年7月29日(月)・30日(火)

視察校 中津川市立福岡小学校

定員 午前(講習会) 60名
午後(学校視察) 60名



ポイント

- ・地域で製材される一般流通材をふんだんに活用した木造校舎(在来軸組工法)
- ・県産材、市産材の先行調達を実施



多目的広場(磨き丸太)



大階段



メディアセンター(図書室)

ポイント

- ・木造3階建て校舎(1時間準耐火構造)
- ・小田原市「学校木の空間づくり事業」による既存校舎の内装木質化



①松田町立松田小学校(外観)



②小田原市立新玉小学校(内観)

神奈川会場

神奈川県小田原市
おだわら市民交流センター
UMECO

令和6年10月24日(木)・25日(金)

視察校 ①松田町立松田小学校
②小田原市立新玉小学校

定員 1日目(講習会) 60名
2日目(学校視察) 60名



木づかいが 森をよくする 暮らしを変える



主催：文部科学省 後援：国土交通省 林野庁 中津川市 小田原市 松田町

お申込
HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/1407994_00003.htm
※定員になり次第、受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。



本件担当：大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 環境施設企画係 TEL：03-5253-4111(内2288)

令和6年度 木材を活用した学校施設づくり講習会 プログラム

■ 岐阜会場

日 時：令和6年7月29日（月）14時00分～17時20分（講習会・定員60名）

令和6年7月30日（火）9時30分～11時30分（学校視察・定員60名）

開催場所：中津川市ひと・まちテラス（講習会）

視 察 校：中津川市立福岡小学校

（プログラム）

<岐阜会場1日目> 令和6年7月29日（月）		
14：00～14：05	5分	開会挨拶（文部科学省） 小栗仁志 中津川市長 御挨拶
14：05～14：20	15分	施策説明「学校施設における木材利用について」 文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課
14：20～14：35	15分	施策説明「建築物における木材利用の促進に向けた取組について～ウッド・チェンジに向けて～」 林野庁林政部木材利用課
14：35～14：50	15分	施策説明「建築基準等の合理化等を踏まえた建築物における木材利用促進について」 国土交通省住宅局住宅生産課木材住宅振興室
14：50～15：00	10分	休憩
15：00～15：30	30分	視察校の事例紹介「中津川市立福岡小学校について」 中津川市教育委員会事務局教育施設課 視察校の事例紹介「県産材、市産材の先行調達について」 丸山木材ホールディングス株式会社
15：30～16：00	30分	視察校の事例紹介「中津川市立福岡小学校の設計について」 株式会社石本建築事務所
16：00～16：10	10分	質疑応答
16：10～17：00	50分	特別講演「地域力を生かしてつくり、守り育てる木の学校」 東洋大学名誉教授 教育環境研究所 所長 長澤悟 氏
17：00～17：10	10分	質疑応答
17：10～17：15	5分	事務連絡
<岐阜会場2日目> 令和6年7月30日（火）		
09：30～10：00	30分	バス移動（ひと・まちテラス P4 駐車場（乗車点呼 9：15～）→福岡小学校）
10：00～11：00	60分	学校視察「中津川市立福岡小学校」
11：00～11：30	30分	バス移動（福岡小学校→ひと・まちテラス P4 駐車場）

※状況によって、講演内容に変更がある可能性があります。

■ 神奈川会場

日 時：令和6年10月24日（木）14時00分～17時55分（講習会・定員60名）
 令和6年10月25日（金）8時45分～11時45分（学校視察・定員60名）
 開催場所：おだわら市民交流センターUMECO（講習会）
 視 察 校：松田町立松田小学校、小田原市立新玉小学校

（プログラム）

<神奈川会場1日目> 令和6年10月24日（木）		
14：00～14：05	5分	開会挨拶（文部科学省）
14：05～14：20	15分	施策説明「学校施設における木材利用について」 文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課
14：20～14：35	15分	施策説明「建築物における木材利用の促進に向けた取組について ～ウッド・チェンジに向けて～」 林野庁林政部木材利用課
14：35～14：50	15分	施策説明「建築基準等の合理化等を踏まえた建築物における木材利用促進について」 国土交通省住宅局住宅生産課木材住宅振興室
14：50～15：20	30分	視察校の事例紹介「小田原市の学校木質化事業について」 小田原市経済部農政課
15：20～15：30	10分	休憩
15：30～16：00	30分	視察校の事例紹介「松田町立松田小学校について」 松田町教育委員会教育課
16：00～16：40	40分	視察校の事例紹介「松田町立松田小学校の設計について」 株式会社類設計室 東海大学教授 株式会社建築・環境建築 代表取締役会長 杉本洋文 氏
16：40～16：50	10分	質疑応答
16：50～17：40	50分	特別講演「地域力を生かしてつくり、守り育てる木の学校」 東洋大学名誉教授 教育環境研究所 所長 長澤悟 氏
17：40～17：50	10分	質疑応答
17：50～17：55	5分	事務連絡
<神奈川会場2日目> 令和6年10月25日（金）		
08：45～09：30	45分	バス移動（JR小田原駅西口広場（乗車点呼8：30～）→松田小学校）
09：30～10：20	50分	学校視察①「松田町立松田小学校」
10：20～11：05	45分	バス移動（松田小学校→新玉小学校）
11：05～11：45	40分	学校視察②「小田原市立新玉小学校」
11：45		現地解散（新玉小学校→JR小田原駅へは徒歩（12分）で移動）

※状況によって、講演内容に変更がある可能性があります。

<木材を活用した学校施設づくり講習会における注意事項等について>

本講習会では、以下のとおり注意事項を定めさせていただいております。ご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。

1. 講習会・学校視察の実施状況について事務局スタッフが画像・映像などを撮影し記録させていただきます。また、写真等については文部科学省ホームページ等に掲載させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. 講習会・学校視察時は、私語はお控えいただくとともに、携帯電話等はマナーモードに設定してください
3. 学校視察において、写真撮影については可能です。ただし、以下の点についてご注意ください。
 - ・ 児童生徒の顔、氏名及び作品等の個人が特定できる撮影は禁止とします。
 - ・ 動画の撮影は禁止とします。
 - ・ 長時間立ち止まっでの撮影は禁止とします。
 - ・ 撮影した写真を、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等の不特定多数への公開は禁止とします。
4. 学校視察は、担当者の案内に従って移動し、許可なく教室等の扉を開けることや、扉が閉まっている教室等への入室することは禁止とします。
5. 学校視察時に、校内のトイレを許可なく利用することは、原則禁止とします。
6. 学校視察は、学校の安全管理のため、視察途中から参加することはできません。
7. 神奈川会場の学校視察は、外履きの上から事務局が用意した不織布製カバー着用していただきます。不織布製カバーが破れてしまう恐れがあるため、平らな靴底の靴で参加をお願いします。なお、かかとが高い靴等で参加された場合は見学ができない場合がございます。